

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 農業協同組合法第十一条の二の四（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の</p>

金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第十一条の二十七(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホトト (略)  
三 (略)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 (略)

2・3 (略)

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等(令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。)その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施

三(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第十一条の三(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホトト (略)  
三 (略)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 (略)

2・3 (略)

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等(令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。)その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施

行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。)の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店(銀行代理業者等(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。第二百三十四条第二項において「再編強化法」という。)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理(第二百三十四条第一項第十八号イにおいて「再編強化法代理業務」という。)を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。)の営業所又は事務所を含む。)と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5  
(略)

行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。)の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店(銀行代理業者等(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。)の営業所又は事務所を含む。)と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5  
(略)

(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条の二 (略)

256 (略)

7 第一項第五号の四に規定する「特定関係者」とは、銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条第一項(銀行法施行令の準用)において準用する場合を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)第七条第一項第一号及び第二号(商工組合中央金庫の特定関係者)、信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号)第十一条の二第一項第一号(金庫の特定関係者)、労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)第五条の二第一項第一号(金庫の特定関係者)、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条の二第一項第一号(信用協同組合等の特定関係者)、農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第五十五条各号(組合と特殊の関係のある者)(第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年<sup>大蔵省</sup>農林水産省令第一号)第十条第一項第一号(法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者)に掲げる者に限る。)、水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)第九条第一項

(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条の二 (略)

256 (略)

7 第一項第五号の四に規定する「特定関係者」とは、銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条第一項(銀行法施行令の準用)において準用する場合を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)第七条第一項第一号及び第二号(商工組合中央金庫の特定関係者)、信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号)第十一条の二第一項第一号(金庫の特定関係者)、労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)第五条の二第一項第一号(金庫の特定関係者)、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条の二第一項第一号(信用協同組合等の特定関係者)、農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第五十五条の十三各号(組合と特殊の関係のある者)(第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年<sup>大蔵省</sup>農林水産省令第一号)第十条第一項第一号(法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者)に掲げる者に限る。)、水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)第九条第一項

一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十七 （略）

十八 保険会社（外国保険会社等を含み、特定保険募集人である保険会社を除く。以下この条において同じ。）、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、次に掲げる措置を怠ること。

イ その銀行代理業等（再編強化法代理業務（預金、貯金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理に限る。）に係る事業を含む。ロにおいて同じ。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用しないことを確保するための措置

ロ （略）

十九 （略）

2 前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において

第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十七 （略）

十八 保険会社（外国保険会社等を含み、特定保険募集人である保険会社を除く。以下この条において同じ。）、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、次に掲げる措置を怠ること。

イ その銀行代理業等において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用しないことを確保するための措置

ロ （略）

十九 （略）

2 前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において

同じ。)若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第十一号に規定する行為は、生命保険会社(外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。)である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等(銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する所属組合及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫(再編強化法第四十二条第三項の認可を受けたものを除く。))並びに同項の認可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。」と読み替えるも

同じ。)若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第十一号に規定する行為は、生命保険会社(外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。)である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等(銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する所属組合及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫をいう。以下この条において同じ。)」と読み替えるものとする。

のとす。

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。））、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。））、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。））、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。））、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。））、農林中央金庫法施行令第八条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあつては同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあつては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。））、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。））、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。））、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。））、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。））、農林中央金庫法施行令第八条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く。）並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。））に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対し

規定する農業協同組合を除く。)に規定する者をいう。)又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4～8 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の五(事業)に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九(特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定貯金等、協同組合による金融商品取引法に関する法律第六条の五の二(金融商品取引法

て信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4～8 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の二の四(事業)に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九(特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定貯金等、協同組合による金融商品取引法に関する法律第六条の五の二(金融商品取



の準用)に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の二十七(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

三 (略)

ホト (略)

引法の準用)に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の十の三(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

三 (略)

ホト (略)